**平成２２年（フ）第１８７号**
山口県周南市大字久米917番地の１
債務者　中村　政彦
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第１８９号**
山口県光市室積正木４番１号
債務者　髙村　恵子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第１９３号**
山口県下松市瑞穂町２丁目16番16号、前住所山口県下松市大字末武下380番地８
債務者　林　　真司
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２２年（フ）第６７５号**
熊本市新外４丁目４番27号
債務者　和田　文治
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第６９２号**
熊本市水前寺１丁目13番２号　エムアール水前寺202号
債務者　宮本　雅幸
１　決定年月日時　平成22年10月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第８０９号**
熊本県上天草市大矢野町登立9177番地１
債務者　藤川　佐保
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第２４４号**
青森県弘前市大字藤代３丁目10番地４
債務者　本田まどか
１　決定年月日時　平成22年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２６５８号**
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンションⅡ404号
債務者　小平也寸志
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２８０号**
広島県府中市広谷町850番地１、旧住所広島県府中市用土町456番地の１
債務者　原田　尚幸
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２８１号**
広島県府中市広谷町850番地１、旧住所広島県府中市用土町456番地の１
債務者　原田美由紀
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第２５５４号**
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘Ｔ９棟104号
債務者　平田　久雄
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２７０６号**
愛知県清須市土田１丁目10番地５　デュープレックス国王５・101
債務者　髙瀬　英司
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４４９３号**
大阪府茨木市大住町15番７号
債務者　加藤富喜子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５０４１号**
大阪府交野市梅が枝２番102号
債務者　明和サービスこと　中向　直哉
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６５７８号**
大阪府高槻市寿町３丁目19番14号
債務者　徳田ひろみ
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６００号**
大阪府東大阪市横沼町３丁目９番８号、住民票上の住所大阪府八尾市光南町１丁目６番25―408号
債務者　井上　嗣一
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６６９５号**
大阪府寝屋川市上神田２丁目９―７、住民票上の住所大阪府寝屋川市高柳５丁目11番７号
債務者　水戸　優介
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８０２号**
大阪市此花区酉島１丁目14番８号　酉島六番館203
債務者　坂元由美子
１　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部